

第56期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2020年6月16日（火曜日）
13時00分（受付開始：12時30分）

場所

東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
丸の内ビルディング7階 丸ビルホール

決議事項

- 第1号議案 取締役1名選任の件
- 第2号議案 監査役3名選任の件
- 第3号議案 剰余金処分の件
- 第4号議案 役員賞与支給の件

新型コロナウイルス感染症の拡大防止について

- ・本株主総会へのご出席に際しましては、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- ・マスクのご着用、アルコール消毒液のご使用のご協力をお願いする場合がございます。また、体調がすぐれない株主様には、スタッフよりお声掛けのうえ、出席をお控えいただく場合がございます。
- ・当日スタッフは事前に検温を実施し、マスク着用にて対応させていただく場合がございます。

株主の皆様へ

平素より株式会社ナガワに対し格別のご厚情を賜り、誠に有難う御座います。
1966年に創業して以来、ユニットハウスの代名詞ともいえる「スーパーハウス」とともに成長してまいりました。近年ではモジュール・システム建築を取り入れ「No.1軽量鉄骨ゼネコン」を目指し積極的に取り組んでおります。
第56期には営業所の増設、増産体制による生産部門の強化、モジュール製品の標準化というハード・ソフト両面での改革を行い、よりお客様のニーズにお応えできる体制づくりに取り組んでまいりました。
私たち人類が直面している新型コロナウイルス問題ですが、建築業界においても大きな影響を及ぼしております。様々な問題が山積されていますが、当社は応急的な措置として社会的に今できる事、今やらなくてはならない事を愚直に具現化してまいります。
先行きが不透明な状況下ではございますが、今後もナガワはグループ全員の力をひとつに結集し、全てのステークホルダーの皆様から信頼される企業として、成長を続けてまいります。

株式会社ナガワ代表取締役社長 高橋 修

グループキーワード2020年度 経営理念

「明るく」「元気に」「前向きに」

むげん しんか
夢現進化

目次

第56期定時株主総会招集ご通知	2
議決権の行使方法のご案内	3
株主総会参考書類	
第1号議案 取締役1名選任の件	4
第2号議案 監査役3名選任の件	5
第3号議案 剰余金処分の件	7
第4号議案 役員賞与支給の件	8
(添付書類)	
事業報告	9
計算書類	30
監査報告	36
株主総会会場ご案内図	巻末



第56期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第56期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月15日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2020年6月16日（火曜日）13時00分（受付開始：12時30分）				
2 場 所	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング7階 丸ビルホール (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)				
3 目的事項	<table border="0"> <tr> <td>報告事項</td> <td> 1. 第56期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第56期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 計算書類報告の件 </td> </tr> <tr> <td>決議事項</td> <td> 第1号議案 取締役1名選任の件 第2号議案 監査役3名選任の件 第3号議案 剰余金処分の件 第4号議案 役員賞与支給の件 </td> </tr> </table>	報告事項	1. 第56期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第56期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 計算書類報告の件	決議事項	第1号議案 取締役1名選任の件 第2号議案 監査役3名選任の件 第3号議案 剰余金処分の件 第4号議案 役員賞与支給の件
報告事項	1. 第56期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第56期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 計算書類報告の件				
決議事項	第1号議案 取締役1名選任の件 第2号議案 監査役3名選任の件 第3号議案 剰余金処分の件 第4号議案 役員賞与支給の件				

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しており、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。従いまして、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の提供書面の他、当社ウェブサイトに掲載した連結注記表及び個別注記表であります。
 なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

<https://group.nagawa.co.jp>

株主総会参考書類

第1号議案 取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため、新たに社外取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任されます取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

たか はし じゅん こ
高橋 淳子

(1956年3月22日)

所有する当社株式の数
 一株



新任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況】

1974年 4月 東京国税局
 2010年 7月 目黒税務署副署長
 2012年 7月 国税庁東京派遣監察官主任監察官
 2015年 7月 江東西税務署署長
 2017年12月 高橋淳子税理士事務所（現任）

■社外取締役候補者とした理由

同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、税理士として税務・会計に関する高い知見を有しており、当社経営の健全性確保に貢献いただくことを期待し、新任の社外取締役候補者としてしました。

なお、会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たしております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高橋淳子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として届け出る予定であります。

取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、経営陣幹部の選任と取締役候補の選任を行うに当たっては、役割に応じた必要な能力、経験、人柄等を検討し、取締役会において決定しております。また、監査役候補の選任を行うに当たっては、役割に応じた必要な能力、経験、人柄等を検討し、監査役会の同意を得て、取締役会において決定しております。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位及び担当	属性
1	多田俊雄	常勤監査役	再任
2	鳥海隆雄	社外監査役	再任 社外 独立
3	本橋信隆	社外監査役	再任 社外 独立

取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、経営陣幹部の選任と取締役候補の選任を行うに当たっては、役割に応じた必要な能力、経験、人柄等を検討し、取締役会において決定しております。また、監査役候補の選任を行うに当たっては、役割に応じた必要な能力、経験、人柄等を検討し、監査役会の同意を得て、取締役会において決定しております。

<div style="font-size: 2em; font-weight: bold;">1</div>	<div style="font-size: 1.5em; font-weight: bold;">多田 俊雄</div> <div style="font-size: 0.8em;">(1956年7月9日生)</div>	所有する当社株式の数 1,000株	在任年数 8年	当事業年度取締役会 出席回数 15回/15回
	【略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況】 1975年 4月 伊達市農業協同組合入社 1987年 4月 当社入社 2003年 4月 総務部総務課課長 2009年 4月 総務部次長 2012年 4月 監査室部長 2012年 6月 常勤監査役（現任）			
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px 5px; display: inline-block;">再任</div>	■常勤監査役候補者とした理由 当社において、総務部次長、監査室部長を歴任し、2012年に当社監査役に就任しました。専門的な知識・業務経験と当社グループ事業に関する豊富な知見から、監査業務を適切に遂行できる人材と判断し、選任をお願いするものであります。			

2 鳥海 隆雄

とり うみ たか お
(1952年10月11日生)

所有する当社株式の数
一株

在任年数
17年

当事業年度取締役会
出席回数
15回/15回



再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況】

1977年 9月 ティエステック株式会社入社
1983年10月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)
入社(非常勤職員)
1987年 4月 公認会計士 税理士鳥海
公認会計士事務所代表(現任)
2003年 6月 当社監査役(現任)

■社外監査役候補者とした理由

鳥海隆雄氏は、長年にわたる公認会計士としての活動に基づく高度な専門知識と豊富な経験を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

3 本橋 信隆

もと はし のぶ たか
(1948年12月16日生)

所有する当社株式の数
一株

在任年数
8年

当事業年度取締役会
出席回数
15回/15回



再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況】

1971年 6月 監査法人池田昇一事務所(現EY新日本有限
責任監査法人) 入所
1973年 3月 公認会計士登録
1976年 5月 監査法人栄光会計士事務所(現EY新日本有
限責任監査法人) 代表社員就任
2008年 6月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査
法人) 退所
2008年 7月 本橋信隆公認会計士・税理士事務所代表(現
任)
2012年 6月 当社監査役(現任)

■社外監査役候補者とした理由

本橋信隆氏は、長年にわたる公認会計士としての活動に基づく高度な専門知識と豊富な経験を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 鳥海隆雄氏及び本橋信隆氏は、社外監査役候補者であります。
3. 鳥海隆雄氏及び本橋信隆氏は現在当社の社外監査役であります。それぞれの監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって鳥海隆雄氏は17年、本橋信隆氏は8年になります。
4. 当社は、鳥海隆雄氏及び本橋信隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第3号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考えております。当社の事業は、建築・販売事業とレンタル事業から成り立っており、レンタル事業については投資から回収まで数年を要する事業特性から、業績の伸長を踏まえ、かつ将来の事業展開・設備投資等を長期的・総合的に勘案した上で、各期の利益配分を検討させていただくことを基本方針としております。

これに基づき、将来の設備投資動向等の資金需要を睨みつつ、『総還元性向※』30%を概ねの目安とし、増配や自己株式の取得を行うなど株主の皆様への還元を行ってまいります。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 60円 (普通配当25円 特別配当35円) 配当総額 934,820,700円
剰余金の配当が効力を生じる日	2020年6月17日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

増加する剰余金の項目とその額	別途積立金 1,500,000,000円
減少する剰余金の項目とその額	繰越利益剰余金 1,500,000,000円

※総還元性向：純利益に対する配当と自己株式取得の合計額の比率
なお、第56期の総還元性向は94.2%となっております。

第4号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役11名（うち社外取締役3名）及び監査役3名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額64,800,000円（取締役分58,400,000円、監査役分6,400,000円）を支給することといたしたいと存じます。なお、各取締役及び各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役につきましては、監査役の協議にご一任いただきたいと存じます。

以上

役員賞与支給	64,800,000円
取締役分（11名）	58,400,000円
監査役分（3名）	6,400,000円

(提供書面)

事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、政府の各種政策や日銀による経済・金融政策等の効果などもあって、ひきつづいて回復軌道を歩んでおりました。その一方で、海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に加え、消費税増税の影響や消費者マインドの動向などに留意が必要な状況にありました。当建設業界における受注環境は、公共投資は底堅く推移し、民間設備投資は横ばいとなりました。しかし年明け以降は、新型コロナウイルス感染症拡大にともない、企業の業況判断は急速に悪化し始めています。

こうした中、当社グループは民間設備投資を背景に、モジュール・システム建築の技術・ノウハウを活用し、工場、倉庫、店舗等の受注を拡大してまいりました。その一方で、人材育成投資を積極的に推し進めるための資格取得支援制度の拡充やTVコマーシャルによるブランディングにも注力してまいりました。

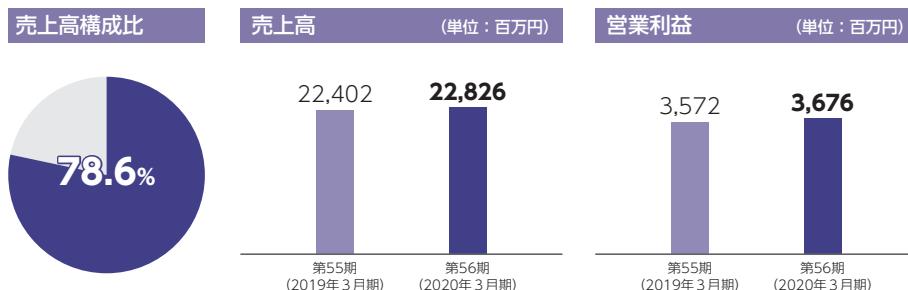
ユニットハウス事業においては、拡大するレンタル需要に対応すべく、自社工場の生産能力増強に加え、委託工場の強化による相乗効果で生産数を拡大してまいりました。さらに旺盛なレンタル需要に対応するため、中古売却を政策的に抑制しております。

その結果、当連結会計年度における売上高は290億1千8百万円（前期比2.4%増）、営業利益は35億3千6百万円（前期比△6.8%）、経常利益は37億1千7百万円（前期比△6.6%）、親会社株主に帰属する当期純利益は有価証券評価損4億1千2百万円を計上したため、21億5百万円（前期比△20.0%）となりました。



企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

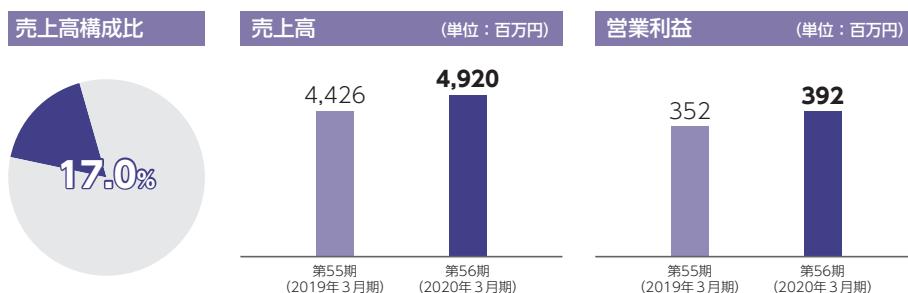
ユニットハウス事業



ユニットハウス事業におきましては、販売は常設展示場での特注ハウスの品揃え強化や、展示会の開催や各種キャンペーンの強化実施に努めました。レンタルは旺盛な需要に対応するため、自社工場の生産能力増強効果で生産棟数を拡大及び中古売却の抑制をしております。昨年度に導入した物流効率化の効果もあり、通年を通して高い稼働率で推移しました。新型コロナウイルス感染拡大により、オリンピック開催が一年繰り延べとなり、関連受注案件の引き渡しも繰り延べとなりました。

その結果、当事業のセグメント売上高は228億2千6百万円（前期比1.9%増）となりました。またセグメント利益は、中古売却を抑制しましたが、レンタル稼働率向上などしたことにより、36億7千6百万円（前期比2.9%増）となりました。

モジュール・システム建築事業



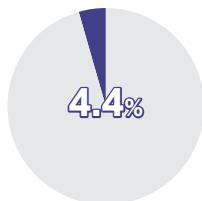
モジュール・システム建築事業におきましては、規格建築の特性である「短納期」「低コスト」を武器に需要堅調な民間向けの事務所・倉庫・工場に注力し活動してまいりました。また、製品については標準化をさらに加速させ、規格統一による効率化とコスト削減にも努めてまいりました。

海外におきましては、タイでは日系企業進出に伴う事務所建築だけでなく、既存建物の営繕工事や外構工事等幅広い工事受注を推し進めてまいりました。

その結果、当事業のセグメント売上高は49億2千万円（前期比11.2%増）となりました。またセグメント利益は原価率の改善と現場管理の徹底による販売管理費低減により、3億9千2百万円（前期比11.3%増）となりました。

建設機械レンタル事業

売上高構成比



売上高

(単位：百万円)



営業利益

(単位：百万円)



建設機械レンタル事業におきましては、営業エリアである北海道南部建設市場の公共工事発注金額に減少傾向が見られる中、北海道地震の災害復旧の受注に努めてまいりました。

そのような中、地域に密着した営業活動の強化と貸与資産管理の緻密化と資産効率の向上を図ってまいりましたが、当事業のセグメント売上高は12億7千2百万円（前期比△16.1%）となりました。またセグメント利益については、レンタル資産の回転率向上を図りましたが、1千2百万円（前期比△94.0%）となりました。

② 設備投資の状況

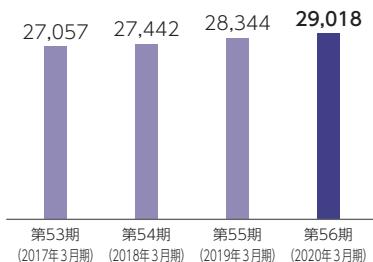
当連結会計年度における設備投資は34億5千4百万円で、その主なものは、貸与資産の取得31億6千9百万円であります。

③ 資金調達の状況

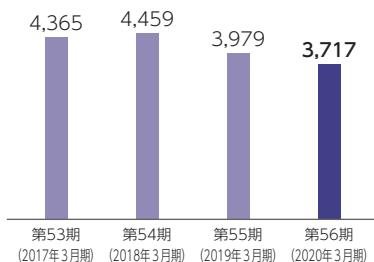
上記の設備資金は主に自己資金により賄いましたので、資金調達につきましては、特記すべき事項はありません。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

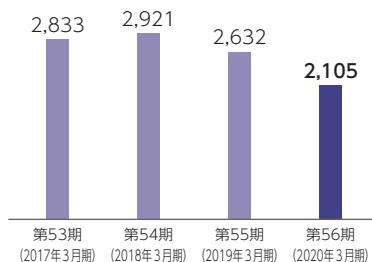
売上高 (単位：百万円)



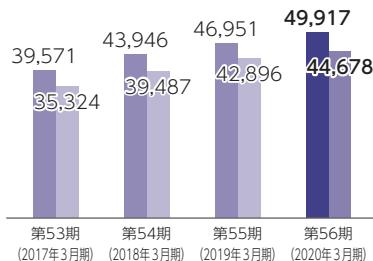
経常利益 (単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



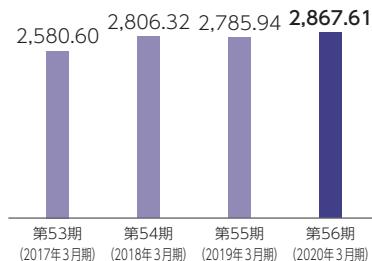
総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産 (単位：円)



		第53期 (2017年3月期)	第54期 (2018年3月期)	第55期 (2019年3月期)	第56期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売上高	(百万円)	27,057	27,442	28,344	29,018
経常利益	(百万円)	4,365	4,459	3,979	3,717
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	2,833	2,921	2,632	2,105
1株当たり当期純利益	(円)	206.33	212.41	176.51	135.78
総資産	(百万円)	39,571	43,946	46,951	49,917
純資産	(百万円)	35,324	39,487	42,896	44,678
1株当たり純資産	(円)	2,580.60	2,806.32	2,785.94	2,867.61

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

社名	資本金又は出資金 百万円	当社の議決権比率 %	主な事業内容
NAGAWA OY CONSTRUCTION Co.,Ltd.	27	49.0	一般建築の設計・施工及び仮設ユニットハウスの生産・販売

(4) 対処すべき課題

次連結会計年度につきましては、新型コロナウイルス感染拡大にともなう緊急事態宣言の影響により、極めて厳しい状況を見込んでおります。内外の経済においても下振れリスクに十分留意する必要があり、また、金融資本市場の変動による影響等、引き続き予断を許さない状況が予想されます。

建設業界におきましては、2021年に延期された東京オリンピック開催と同じく延期された関連する建設需要が見込まれ、新型コロナウイルス感染収束後の補正予算等の期待から、一時的な受注環境の好転は期待されるものの、各企業の急速な業績の悪化が予想され、経営環境は予断を許さない状況が予想されます。

このような環境のもと当社グループといたしましては、コロナショックによる世界経済の減退の影響をふまえながらも適時対応すべく、(1) 資格取得推進によるプロ集団の確立、(2) モジュール・システム建築事業のさらなる拡大のためのM&A推進による人材確保と業容拡大、(3) 貸与資産への大幅設備投資増加による需要対応をスピード感をもって実行し、低層建築市場における「軽量鉄骨ゼネコン」の確立を目指してまいります。

また、海外につきましては、タイで小型案件から中型案件の受注を強化し、安定的な収益基盤を確立しながらプロジェクト単位の大型案件を受注し、黒字化と業容拡大を図ってまいります。さらに日本への研修や日本からの技術支援も同時に行い、現地社員のスキル強化、ITによる業務効率化も進めてまいります。

さらに、多様化する顧客の要望に対応するため、商品開発を進め優位性の高い商品を供給するのはもちろん、安全・安心への取り組みとして、物流システムのIT導入による効率化も進めてまいります。

また、コーポレートガバナンスをはじめコンプライアンス遵守とリスクマネジメントに誠実に取り組み、経営の透明性と健全性を一層高め、継続的な企業価値向上に努めてまいります。

2021年3月期通期業績の見通しにつきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を現時点において合理的に算定することが困難なことから、未定としております。業績予想につきましては、合理的な算定が可能となった時点で速やかに開示いたします。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループはユニットハウスの製造・販売・賃貸、建設機械・備品の、販売・賃貸及びモジュール・システム建築の販売を主とした事業を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

① 当社

本店 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

営業所

旭川営業所	(北海道 上川郡 当麻町)	浜松営業所	(浜松市 東区)
帯広営業所	(北海道 河東郡 音更町)	静岡営業所	(静岡県 駿河区)
札幌支店	(札幌市 東区)	安城営業所	(愛知県 安城市)
登別営業所	(北海道 登別市)	名古屋支店	(名古屋市中区)
伊達営業所	(北海道 伊達市)	三重営業所	(三重県 四日市市)
倶知安営業所	(北海道 虻田郡 倶知安町)	岐阜営業所	(岐阜県 羽島郡 岐南町)
道南営業所	(北海道 二海郡 八雲町)	金沢営業所	(石川県 金沢市)
函館営業所	(北海道 函館市)	富山営業所	(富山県 富山市)
青森営業所	(青森県 青森市)	福井営業所	(福井県 福井市)
盛岡営業所	(岩手県 盛岡市)	京都営業所	(京都市 中京区)
仙台支店	(仙台市 青葉区)	滋賀営業所	(滋賀県 守山市)
秋田営業所	(秋田県 秋田市)	大阪支店	(大阪府 大阪市)
山形営業所	(山形県 山形市)	堺営業所	(大阪府 堺市)
郡山営業所	(福島県 郡山市)	和歌山営業所	(和歌山県 和歌山市)
いわき営業所	(福島県 いわき市)	神戸営業所	(神戸市 中央区)
新潟営業所	(新潟県 中央区)	姫路営業所	(兵庫県 姫路市)
長岡営業所	(新潟県 長岡市)	島根営業所	(島根県 松江市)
上越営業所	(新潟県 上越市)	岡山営業所	(岡山市 中区)
長野営業所	(長野県 長野市)	広島営業所	(広島県 中区)
前橋営業所	(群馬県 前橋市)	山口営業所	(山口県 山口市)
宇都宮営業所	(栃木県 宇都宮市)	高松営業所	(香川県 高松市)
水戸営業所	(茨城県 水戸市)	高知営業所	(高知県 高知市)
千葉営業所	(千葉県 中央区)	松山営業所	(愛媛県 伊予郡 砥部町)
埼玉営業所	(さいたま市 大宮区)	福岡営業所	(福岡市 中央区)
東京支店	(千代田区)	北九州営業所	(北九州市 小倉南区)
日野営業所	(東京都 日野市)	長崎営業所	(長崎県 長崎市)
横浜営業所	(横浜市 中区)	大分営業所	(大分県 大分市)
神奈川営業所	(神奈川県 厚木市)	熊本営業所	(熊本県 東区)
川崎営業所	(神奈川県 川崎市)	宮崎営業所	(宮崎県 宮崎市)
甲府営業所	(山梨県 甲府市)	鹿児島営業所	(鹿児島県 鹿児島市)
沼津営業所	(静岡県 沼津市)		

工場

石狩工場	(北海道 石狩市)	東員工場	(三重県 員弁郡 東員町)
仙台工場	(宮城県 亘理郡 山元町)	京都工場	(京都府 木津川市)
結城工場	(茨城県 結城市)	福岡工場	(福岡県 鞍手郡 鞍手町)
岩槻工場	(さいたま市 岩槻区)	宮崎工場	(宮崎県 都城市)

② 子会社

NAGAWA OY CONSTRUCTION Co.,Ltd.

(タイ王国 バンコク県)

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
ユニットハウス事業	366 (16) 名	26名減 (7名増)
モジュール・システム建築事業	75 (2) 名	1名増 (3名減)
建設機械レンタル事業	26 (5) 名	2名減 (-)
合 計	467 (23) 名	27名減 (4名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
447 (23) 名	4名減 (5名増)	38.4歳	8.2年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	30,000,000株
② 発行済株式の総数	16,357,214株 (自己株式776,869株を含む)
③ 株主数	2,656名
④ 大株主 (上位10名)	

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LIMITED	2,046	13.14
高橋 修	2,010	12.91
高橋 学	1,000	6.42
一般財団法人ナガワひまわり財団	1,000	6.42
菅井 賢志	741	4.75
株式会社北洋銀行	683	4.38
有限会社エヌ・テー商会	650	4.17
株式会社三菱UFJ銀行	610	3.91
高橋 悦雄	484	3.11
高橋 和雄	482	3.09

(注) 1. 持株比率は自己株式 (776,869株) を控除して計算しております。

2. 当社は、776,869株の自己株式を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高橋 修	NAGAWA OY CONSTRUCTION Co.,Ltd.取締役
常務取締役	井上俊範	営業本部長
常務取締役	菅井賢志	製造技術本部長
常務取締役	新村 亮	管理本部長兼企画室長兼経理部長 NAGAWA OY CONSTRUCTION Co.,Ltd.取締役
常務取締役	高橋 学	総務部長
取締役	久納正義	営業本部部長兼関東第一ブロック長
取締役	山本敏朗	営業本部部長兼東北ブロック長
取締役	濱野新大	企画室部長兼海外事業推進室長
取締役	木之瀬幹夫	ミキオ・キノセ法律事務所代表弁護士
取締役	猪岡修治	
取締役	西田英樹	公認会計士 西田公認会計士事務所代表
常勤監査役	多田俊雄	
監査役	鳥海隆雄	公認会計士 税理士 鳥海公認会計士事務所代表
監査役	本橋信隆	公認会計士 税理士 本橋信隆公認会計士・税理士事務所代表

- (注) 1. 取締役木之瀬幹夫氏、猪岡修治氏及び西田英樹氏は、社外取締役であります。
2. 監査役鳥海隆雄氏及び監査役本橋信隆氏は、社外監査役であります。
3. 監査役鳥海隆雄氏及び監査役本橋信隆氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役木之瀬幹夫氏、猪岡修治氏及び西田英樹氏、監査役鳥海隆雄氏及び監査役本橋信隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2020年4月1日より、執行役員制度を導入いたしました。
- 執行役員制度の導入により、執行権限及び執行責任の明確化をはかり、執行役員が「業務執行」を行う体制を構築するとともに、取締役会は「経営方針の決定と監督」を主な役割とし、取締役会の機能強化をはかっております。
- ・ 上席執行役員・・・自らも経営方針の決定と監督に関わり、より経営に近い視点にたちながら重要事項を監督・実行する役割をもつ。
 - ・ 執行役員・・・決定した重要事項について実行する役割をもつ。

執行役員の役職は次のとおりであります。

氏名	役職
高橋 学	上席執行役員 管理本部総務部長
久納正義	上席執行役員 営業本部部長兼関東第一ブロック長
山本敏朗	上席執行役員 営業本部部長兼東北ブロック長
大澤博之	執行役員 管理本部 総務部部长
溝口真樹	執行役員 営業本部部長

② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員 (名)	支給額 (千円)
取締役 (うち社外取締役)	11 (3)	190,980 (11,650)
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	21,100 (6,200)
合 計	14	212,080

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、1991年6月21日開催の第27期定時株主総会において年額300,000千円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。) と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、1991年6月21日開催の第27期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
- ・ 2020年6月16日開催の第56期定時株主総会において付議いたします役員賞与
 - 取締役 11名 58,400千円 (うち社外取締役 3名 2,600千円)
 - 監査役 3名 6,400千円 (うち社外監査役 2名 1,700千円)

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役木之瀬幹夫氏は、ミキオ・キノセ法律事務所代表弁護士であります。当社とミキオ・キノセ法律事務所との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役猪岡修治氏は、兼職を行っておりません。従いまして特別の関係もありません。
- ・ 取締役西田英樹氏は、西田公認会計士事務所代表であります。当社と西田公認会計士事務所との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役鳥海隆雄氏は、公認会計士税理士鳥海公認会計士事務所代表であります。当社と公認会計士税理士鳥海公認会計士事務所との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役本橋信隆氏は、公認会計士税理士本橋信隆事務所代表であります。当社と公認会計士税理士本橋信隆事務所との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 木之瀬幹夫	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回出席いたしました。出席した取締役会において、主に法律等に関し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
取締役 猪岡修治	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回出席いたしました。出席した取締役会において、主に企業経営の統治及び受注、製造に関する発言を行っております。
取締役 西田英樹	2019年6月18日の就任以降に開催された取締役会13回のうち13回出席いたしました。出席した取締役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 鳥海隆雄	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査役会16回のうち16回出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 本橋信隆	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査役会16回のうち16回出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	34百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額についての同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制を整備するため「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。なお、取締役会決議の内容の概要は以下のとおりです。（最終改定 2015年5月7日）

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 総務部はコンプライアンス体制に関する規程を整備し、当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役並びに従業員が法令・定款及び当社グループの経営理念を遵守した行動をとるための行動規範を定めるとともに、取締役並びに従業員に対して教育等を行う。
- (2) 上述の活動は定期的に取締役会及び監査役に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 文書管理規程に基づき、次の各号に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料とともに保存する。
 - ① 株主総会議事録
 - ② 取締役会議事録
 - ③ 役員部長連絡会議事録
 - ④ 税務署その他官公庁、証券取引所、業界団体等に提出した書類の写し
 - ⑤ その他文書管理規程に定める文書
- (2) 上記文書の保管場所及び保管方法は、取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合、2営業日以内に本社において閲覧が可能な場所及び方法とする。
- (3) 上記文書の保存期間は、法令に別段の定めがない限り、文書管理規程に各文書の種類ごとに定めるところによる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理を体系的に規定する危機管理規程を定める。
- (2) 取締役会のほかに、週1回開催される役員部長連絡会において営業上の問題、製造上の問題、経営上の問題等を全社的な視点で検討、評価し、今後当社グループが直面する可能性のあるリスクについて有効な対策を実施できる管理体制の構築及び運用を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として月1回の定例取締役会を開催するほか適宜適時に開催し、重要事項に関して迅速かつ確かな意思決定を行う。
- (2) 経営方針を機軸に毎年策定される年度計画に基づき業績管理を行う。
- (3) 日常の業務執行に際しては、情報システムの利用を通じて当社グループの役員及び従業員の適切な情報伝達と意思疎通を推進するとともに、職務権限規程、業務分掌規程等に則った権限の委譲を行い、それぞれの局面において責任者が意思決定ルールに基づき業務を執行する。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループは、グループ全体の企業価値の向上を図るとともに、グループ経営理念に基づく関係会社管理規程に則って企業集団内での指揮、命令、意思疎通等の連携を密にし、指導、助言、評価を行いながらグループ全体としての業務の適正化を図る。
- (2) 監査室は、当社子会社を含めた当社子会社の内部監査を実施する。
- (3) 監査室は必要に応じて、各部署の日常的な活動状況の監査を実施する。
- (4) 総務部、監査室及び監査役は、それぞれ連携して全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題点の有無を調査・検討する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役は監査室に対し、補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとする。
- (2) 上記の補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分については、常勤監査役と事前に協議を行い、同意を得なければならない。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社グループの役員及び従業員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他事業運営上の重要な事項について速やかに監査役に報告する。前記に拘わらず、監査役はいつでも必要に応じて、当社グループの役員及び従業員に対して業務の執行に関する報告を求めることができる。
- (2) 監査室は、監査の結果を適時、適切な方法により監査役に報告する。
- (3) 当社グループは、監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。

8. 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

9. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会は、代表取締役社長及び監査法人とそれぞれ必要に応じて意見交換を行う。
- (2) 監査役が実施した監査内容は、監査報告書にまとめ、取締役会及び監査役会に提出する。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性、適正性の確保のため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。

11. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、法務省の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき、反社会的勢力排除を目的とした下記の基本方針を定めて対応を行っております。

- (1) 担当者や担当部署だけで対応した場合、要求に応じざるを得ない状況に至ることもあり得るため、担当者や担当部署だけに任せず社会的に対応し、不当要求に関連して従業員の安全を確保する。
- (2) 警視庁をはじめとする各都道府県警察本部及び所轄警察署、各都道府県暴力追放推進センター、弁護士等、外部専門機関との緊密な連帯関係を構築する。
- (3) 反社会的勢力とは、一切取引を行わない。新規取引先に対しては、「反社会的勢力対応マニュアル」に定める手続きにより反社会的勢力でないことの確認を行ったうえで取引を開始しなければならない。万一、反社会的勢力とは知らずに取引を有してしまった場合は、相手方が反社会的勢力であると判明した時点、あるいは反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、すみやかに取引を解消する。

- (4) 不当要求を防止するために、役員並びに管理職及び拠点責任者は、反社会的勢力とは不適切な交際を行わない。万一、反社会的勢力とは知らずに不適切な交際をなしてしまった場合は、不適切な交際相手が反社会的勢力であると判明した時点、あるいは反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、すみやかに所定の方法により通報する。
- (5) 警察及び弁護士等外部専門機関の協力を得て法的に対応する必要が生じた場合は、これらの機関と積極的に連絡を取り、民事と刑事の両面から法的対応をとる。
- (6) 反社会的勢力による不当要求が、当社の事業活動上の不祥事や、役員もしくは従業員等の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引は絶対に行わない。また、反社会的勢力への資金提供は私的にも絶対に行わない。

上記の基本方針実現のため、対応を統括する部署・体制、情報の一元管理・蓄積、従業員に向けた研修、対応マニュアルの整備を進めております。

また、取引先に対しましては、反社会的勢力との関係において疑義が生じた場合、外部の調査機関に確認を依頼し、その結果により取引開始の可否を判断しております。さらに、契約書締結に際し、反社会的勢力との関係が発覚した場合、契約を解除する旨の条項を盛り込むよう努めております。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は取締役会において決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、当社及び子会社の内部統制システムを整備し運用しております。

当事業年度の開始時には、全管理職を対象に経営方針会議を実施し、経営方針、経営課題、対応方針等を発表し、全社員の認識の統一化を図っております。

期中においては、監査室による内部監査を実施し、各部門による内部統制の対応方針と実施状況を取締役に報告しております。

また、事業年度末においては、監査室による内部統制の整備・運用状況の評価結果による重大な是正事項は存在しないことを認識しております。

(5) 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）

上場会社である当社の株券等は、株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められているため、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方について、最終的には、株主の皆様の意思に基づいて決定されることを基本とすべきと考えております。そのため、会社の支配権の移転を伴う当社株券等の大規模買付けに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づいて行われるべきと考えております。また、当社は、当社株券等の大規模買付けが行われる場合であっても、それが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。

しかしながら、事前に対象者の取締役会の賛同を得ずに実施される上場株券等の大規模買付けの中には、株券等を買集め、濫用的な会社運営を行い、多数派株主として自己の利益を追求することのみを目的とするもの、又は、株主の皆様に株券等の売却を事実上強要し、若しくは、株主の皆様を真の企業価値を反映しない廉価で株券等を売却せざるを得ない状況におくような態様によるもの等、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれのある株券等の大規模買付けも見受けられます。

当社といたしましては、このような当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれのある当社株券等の大規模買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。そのため、このような者による当社株券等の大規模買付けに対しては、必要かつ相当な対応措置を採ることで、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、上記基本方針の実現に資する取組みとして、以下の各取組みを実施しております。

(a) 企業価値向上への取組み

ア. 当社の企業価値の源泉

(ア) 高い技術力に裏打ちされた製品のブランド力

(イ) 健全な財務体質

イ. 企業価値向上に向けた取組み

(ア) 製品開発について

(イ) 成長分野への積極的投資

(ウ) 人材育成への取組み

(エ) 社会貢献活動

(b) コーポレート・ガバナンスの充実のための取組み

ア. 企業統治体制の状況

イ. 内部統制システムの整備状況

ウ. 内部監査及び監査役監査の状況

エ. リスク管理体制の整備状況

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(a) 当社株券等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）導入の目的

本プランは、基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保し、又は向上させることを目的として導入されたものです。

当社は、当社株券等に対する大規模買付けが一定の合理的なルールに従って行われるよう、株券等の大規模買付けの提案がなされた場合における情報提供等に関する一定のルールを設定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付けがなされた場合に、それらの者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、対抗措置の発動手続等を定めた本プランを導入することにいたしました。

(b) 本プランの概要

本プランは、当社に対する買収等（当社が発行する株券等について、保有者及びその共同保有者の株券等保有割合が25%以上となる買付け等又は当社が発行する株券等について、公開買付け後の公開買付者の株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が25%以上となる公開買付け）が行われる場合に、当社取締役会が、買収等を行おうとする者又は買収等の提案を行う者（併せて、以下「買収提案者等」といいます。）に対して、買収提案者等及び買収等に関する情報の提供を求め、当社取締役会から独立した社外者のみから構成される特別委員会による勧告を最大限尊重して、当該買収等について評価・検討し、買収提案者等との買収条件に関する交渉や株主の皆様への代替案等の提示を行い、一定の場合には対抗措置を発動するための手続であります。

本プランの有効期間（以下「有効期間」といいます。）は、2018年6月19日開催の第54期定時株主総会において承認された時点から、承認後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会又は当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

④ 各取組みについての当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

(a) 上記②について

上記②に記載した各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させるための具体的取組みとして策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではありません。

(b) 上記③について

当社は、上記③の取組みは、基本方針に沿うものであり、また、買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること、株主意思を重視するものであること、独立性の高い特別委員会の判断の重視と情報開示の仕組みがあること、合理的な客観的要件が設定されていること、デットハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと等の理由から、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連結計算書類

連結貸借対照表 第56期 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	25,159
現金及び預金	14,575
受取手形及び売掛金	8,292
有価証券	0
商品及び製品	1,767
仕掛品	132
原材料及び貯蔵品	204
その他	187
貸倒引当金	△0
固定資産	24,757
有形固定資産	16,115
貸与資産	7,866
建物及び構築物	1,646
土地	6,442
建設仮勘定	7
その他	151
無形固定資産	126
投資その他の資産	8,516
投資有価証券	6,994
敷金及び保証金	553
繰延税金資産	674
その他	295
貸倒引当金	△1
資産合計	49,917

科目	金額
負債の部	
流動負債	5,059
買掛金	2,069
未払金	1,101
未払法人税等	690
賞与引当金	234
役員賞与引当金	64
関係会社整理損失引当金	56
資産除去債務	0
その他	842
固定負債	179
長期未払金	30
退職給付に係る負債	62
資産除去債務	80
その他	6
負債合計	5,239
純資産の部	
株主資本	45,251
資本金	2,855
資本剰余金	7,419
利益剰余金	36,708
自己株式	△1,731
その他の包括利益累計額	△573
その他有価証券評価差額金	△572
為替換算調整勘定	△1
純資産合計	44,678
負債純資産合計	49,917

連結損益計算書 第56期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	29,018
売上原価	17,983
売上総利益	11,035
販売費及び一般管理費	7,498
営業利益	3,536
営業外収益	202
受取利息	12
受取配当金	84
受取賃貸料	19
仕入割引	76
雑収入	10
営業外費用	21
支払手数料	7
為替差損	7
雑損失	5
経常利益	3,717
特別利益	0
固定資産売却益	0
特別損失	522
固定資産処分損	33
投資有価証券評価損	412
関係会社整理損失引当金繰入額	76
税金等調整前当期純利益	3,195
法人税、住民税及び事業税	1,261
法人税等調整額	△150
当期純利益	2,084
非支配株主に帰属する当期純損失（△）	△21
親会社株主に帰属する当期純利益	2,105

連結株主資本等変動計算書

第56期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,855	5,872	35,525	△1,228	43,025
当期変動額					
剰余金の配当			△923		△923
親会社株主に帰属する当期純利益			2,105		2,105
自己株式の取得				△1,049	△1,049
自己株式の処分		1,557		545	2,103
連結子会社株式の取得による持分の増減		△10			△10
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	1,546	1,182	△503	2,226
当期末残高	2,855	7,419	36,708	△1,731	45,251

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘	その他の利益累計額		
当期首残高	△144	△4	△149	19	42,896
当期変動額					
剰余金の配当					△923
親会社株主に帰属する当期純利益					2,105
自己株式の取得					△1,049
自己株式の処分					2,103
連結子会社株式の取得による持分の増減					△10
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△427	3	△424	△19	△443
当期変動額合計	△427	3	△424	△19	1,782
当期末残高	△572	△1	△573	－	44,678

計算書類

貸借対照表 第56期 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	25,020
現金及び預金	14,463
受取手形	1,897
電子記録債権	1,618
売掛金	4,769
有価証券	0
商品及び製品	1,767
仕掛品	129
原材料及び貯蔵品	204
前渡金	2
前払費用	164
その他	4
貸倒引当金	△1
固定資産	24,947
有形固定資産	16,092
貸与資産	7,866
建物	1,286
構築物	346
機械及び装置	55
車輻運搬具	41
工具、器具及び備品	45
土地	6,442
建設仮勘定	6
無形固定資産	125
借地権	20
電話加入権	16
ソフトウェア	88
投資その他の資産	8,730
投資有価証券	6,985
関係会社株式	9
出資金	0
関係会社長期貸付金	128
破産更生債権等	0
長期前払費用	251
繰延税金資産	766
敷金及び保証金	551
その他	41
貸倒引当金	△4
資産合計	49,968

科目	金額
負債の部	
流動負債	5,024
買掛金	2,063
未払金	1,099
未払費用	96
未払法人税等	690
未払消費税等	64
前受金	618
預り金	43
賞与引当金	234
役員賞与引当金	64
関係会社整理損失引当金	37
資産除去債務	0
その他	11
固定負債	176
退職給付引当金	61
長期末払金	28
資産除去債務	80
その他	6
負債合計	5,200
純資産の部	
株主資本	45,340
資本金	2,855
資本剰余金	7,429
資本準備金	4,586
その他資本剰余金	2,843
利益剰余金	36,786
利益準備金	713
その他利益剰余金	36,072
別途積立金	32,500
繰越利益剰余金	3,572
自己株式	△1,731
評価・換算差額等	△572
その他有価証券評価差額金	△572
純資産合計	44,767
負債純資産合計	49,968

損益計算書 第56期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	28,789
売上原価	17,781
売上総利益	11,008
販売費及び一般管理費	7,398
営業利益	3,610
営業外収益	205
受取利息	14
受取配当金	84
受取賃貸料	19
仕入割引	76
雑収入	10
営業外費用	29
貸倒引当金繰入額	3
支払手数料	7
為替差損	13
雑損失	4
経常利益	3,786
特別利益	0
固定資産売却益	0
特別損失	585
固定資産処分損	28
投資有価証券評価損	412
関係会社株式評価損	98
関係会社整理損失引当金繰入額	46
税引前当期純利益	3,200
法人税、住民税及び事業税	1,261
法人税等調整額	△180
当期純利益	2,120

株主資本等変動計算書

第56期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金計		
						別積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,855	4,586	1,285	5,872	713	30,700	4,175	35,589	△1,228	43,089
当期変動額										
別途積立金の積立						1,800	△1,800	—		—
剰余金の配当							△923	△923		△923
当期純利益							2,120	2,120		2,120
自己株式の取得									△1,049	△1,049
自己株式の処分			1,557	1,557					545	2,103
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	1,557	1,557	—	1,800	△603	1,196	△503	2,250
当期末残高	2,855	4,586	2,843	7,429	713	32,500	3,572	36,786	△1,731	45,340

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△144	△144	42,944
当期変動額			
別途積立金の積立			—
剰余金の配当			△923
当期純利益			2,120
自己株式の取得			△1,049
自己株式の処分			2,103
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△427	△427	△427
当期変動額合計	△427	△427	1,822
当期末残高	△572	△572	44,767

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

株式会社ナガワ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	阪中 修®
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根津美香®

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ナガワの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナガワ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

株式会社ナガワ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	阪中 修®
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根津美香®

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナガワの2019年4月1日から2020年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保する為の体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 - ① 会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
 - ① 会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月29日

株式会社ナガワ 監査役会

常勤監査役 多田俊雄 ㊞

社外監査役 鳥海隆雄 ㊞

社外監査役 本橋信隆 ㊞

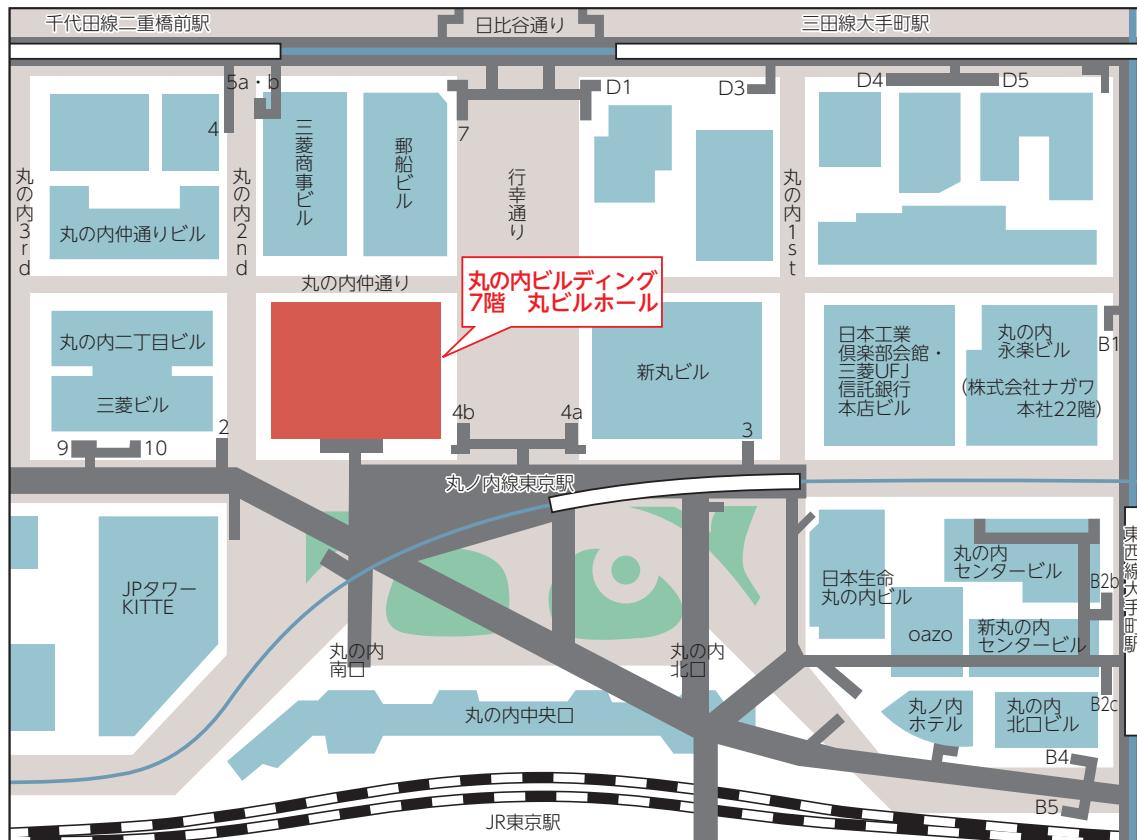
以上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines, evenly spaced, extending across the width of the page. These lines are intended for handwriting practice or as a guide for text alignment.

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
丸の内ビルディング7階 丸ビルホール



■ アクセス

- ・ JR「東京駅」下車、丸の内南口より徒歩約1分、丸の内中央口より徒歩約2分
- ・ 東京メトロ丸ノ内線「東京駅」より直結、徒歩約2分
- ・ 都営地下鉄三田線「大手町駅」下車、7番出口より徒歩約2分
- ・ 東京メトロ千代田線「二重橋前駅」下車、5a・5b出口より徒歩1分

◎駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。